

科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 4 年 4 月 6 日現在

機関番号：32689

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2015～2021

課題番号：15K03144

研究課題名（和文）原子力技術・機器の国際的移転問題

研究課題名（英文）Legal Issues on International Transfer of Nuclear Technologies and Devices

研究代表者

道垣内 正人（Dogauchi, Masato）

早稲田大学・法学大学院（法務研究科・法務教育研究センター）・教授

研究者番号：70114577

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,800,000円

研究成果の概要（和文）：原子力技術・機器の国際的移転に係る契約書の入手ができなかったことから、これに関連する問題として、国際公法の観点から、核不拡散条約及びこれをベースとした補完的枠組、並びに福島事故に伴う廃棄物・処理水の問題を研究するとともに、国際私法の観点から、同事故を受けた原子力損害賠償及び賠償資金の支援に係る国内法的枠組とともに、日本が批准した原子力損害の補完的な補償に関する条約の問題点について研究を行った。

研究成果の学術的意義や社会的意義

第二次大戦後現在に至るまで、世界平和及びエネルギー問題は核の存在を抜きには語るができない。核兵器国が当初独占していた核技術・機器は、核不拡散条約という不平等条約を非核兵器国が受け入れることによって曲がりなりにも核戦争はない状態が続き、日本も原子力発電を導入するに至っていたところ、同条約の非締約国による核兵器開発が無視できないレベルとなり、また、福島第一原子力発電所事故は未曾有の損害をもたらした。このような中、核問題を国際公法・国際私法の両面から捉えて、目の前にある危機に対処する方策を研究することは不可欠の作業であり、本研究成果はそれに少しでも貢献しようとするものである。

研究成果の概要（英文）：Although any contract regarding international transfer of nuclear technologies and devices could not be reviewed, relevant legal issues were alternatively analyzed. From a view point of public international law, Nuclear Non-Proliferation Treaty and related legal frameworks, as well as issues of radioactive waste and treated water were legally analyzed. On the other, from a view point of private international law, domestic legal structure consisting of law on compensation for nuclear damage and financing mechanism for the Tokyo Electric Power Company were analyzed.

研究分野：国際私法

キーワード：核不拡散条約 原子力発電 原子力損害賠償 原子力供給国グループ 支援機構法 福島第一原子力発電所事故 査察 CSC

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

1. 研究開始当初の背景

第二次大戦後現在に至るまで、世界平和及びエネルギー問題は核の存在を抜きには語ることができない。核兵器国が当初独占していた核技術・機器は、核不拡散条約という不平等条約を非核兵器国が受け入れることによって曲がりなりにも核戦争はない状態が続き、日本も原子力発電を導入するに至っていた。しかし、同条約の非締約国(インド、北朝鮮等)による核兵器開発が無視できないレベルとなり、また、福島第一原子力発電所事故は未曾有の損害をもたらした。このような中、核問題を国際公法・国際私法の両面から捉えて、目の前にある危機に対処する方策を研究することは不可欠の作業であると考えられる。

具体的には、国際公法及び国際私法の両面から、世界の原子力平和利用とそのため原子力技術・機器の国際的移転に関する法的環境を整理・検討し、あるべき将来の国際枠組みと企業等の行為規範を提示することを目的として研究を開始した。

国際公法の観点からは、原子力技術・機器の拡散に対処する核管理の枠組みのあり方が問題となる。具体的には、核兵器不拡散条約(NPT)と原子力供給国グループ(NSG)とによる原子力技術・機器の国際的移転の管理体制の構造と意義を歴史的に再検討した上で、この体制を揺るがしかねない動きの評価・分析を通じて現下の問題状況とそれへの対応策を提示する。

他方、国際私法の観点からは、原子力損害の補完的な補償に関する条約(CSC)が日本の批准によって発効するという新しい状況下で、原子力先進国の企業が負うリスクを体系的に整理し、それへの対応を提示するとともに、あるべき被害者救済の方策を検討する。

2. 研究の目的

第二次大戦後の世界を支える大きな骨格となっていた核不拡散条約に基づく体制が、被締約国による核兵器開発とそれを容認している状況に鑑みると、この骨格は見かけほどはしっかりしたものではなく、もともと存在している不平等な義務(5つの核兵器国はそのまま核兵器を維持する一方、非核兵器国は核兵器を持たない義務を負うこと)が持つ崩壊へのエネルギーを抑える国さ枠組としての強靱さが失われている状況にあることを直視し、新たな枠組みへのトランスフォーメーションを円滑に行うための基礎としてクリアすべき法的課題を抽出し、その解決を考えることが本研究プロジェクトの究極の目的である。

3. 研究の方法

本研究プロジェクトの遂行者は法学研究者であることから、その用いる道具は法的分析であって、そこには自ずから限界がある。すなわち、国際政治学・国際経済学による研究のようなダイナミックな議論をすることはできず、あくまで既存の法的枠組みを再確認し、その仕組みのどこに制度的疲労が生じているのか、その点の補修は可能か、そうでないとすれば、枠組みを破壊しない限度で改正が許容される範囲はどこまでなのかを考えることになる。

4. 研究成果

原子力機器・技術の国際的な移転が本来の研究テーマであったが、これについては機密性が高く、契約書を入手した上で行うべき具体的な契約条件、違反の場合の効果等についての研究を行うことができず、この問題に関連する核不拡散条約、2か国間原子力協定等に基づく査察の問題や、福島第一原子力発電所事故を踏まえた原子力事故への対応といった周辺の領域について国際公法及び国際私法の両面からの研究を行った。

国際公法からは、世界の原子力平和利用とそのため原子力技術・機器の国際的移転に関する法的環境を整理・検討した。

まず、核兵器不拡散条約(NPT)と原子力供給国グループ(NSG)による原子力技術・機器の拡散への対応を確認し、その意義を歴史的に再検討した。具体的には、NPTおよびNSGの成立過程と構造に関する文献調査と、それに基づいた非NPT締約国の主張から導き出されるNPT・NSG体制の脆弱性を指摘した。特にインドについては、インドにおいて開催された国際原子力法学会にて、研究者との意見交換を行った。アメリカが対インド政策においてインドを例外として扱ったことから、各国もそれに追随する形で、インドとの間に原子力協定を締結し、保障措置の限定的適用を認めることとなり、インドの核兵器開発が事実上認められたことにより、パキスタンや北朝鮮が既成事実をもってインドと同様の扱いを要求してきた場合に、国際社会はどのように対応すべきかが極めて深刻な課題として惹起された。

次に、特に北朝鮮、イスラエル、イランにおける核開発問題等、新たな国際情勢の中、核拡散を防止するための査察を行うIAEA関係者からの聞き取り調査を行った。これまで核不拡散の

枠組の中で強化されてきた IAEA の保障措置は、核兵器拡散に対する防波堤として機能してきたのであり、今後の国際社会において、核不拡散の観点から果たすべき役割は依然として大きく、さらなる機能の強化が期待される。

あるべき将来の国際枠組の基本は、核兵器廃絶ではなく、現実的であり、かつ少なくとも平和維持の実績があることから、核兵器の存在を前提とすべきである。NPT のような 5 か国だけが核兵器を保有する仕組みはもはや維持することができず(本研究プロジェクト終了直前の状況の変化としてこの 5 か国のうちのひとつであるロシアが核兵器による威嚇をしたことにより、NPT への国際的信頼性は失われてしまった)、各国の選択により核兵器を保有することができることとした上で、一定の義務を課し、違反した国に対してはあらゆる制裁を発動する義務を他の国々に課すことが現実的であると考えられる。

以上の国際公法の研究に対して、国際私法の観点からは、原子力の平和利用を裏から支える編視力損害賠償の枠組について研究を行った。まず、原子力損害賠償に係る国際的な枠組みとしては、IAEA が主導するウィーン条約体制、OECD が主導するパリ条約体制が 1960 年代から存在し、チェルノブイリ事故後に改正がされている。ところが、アメリカ合衆国、カナダ、日本といった大規模な原子力発電を行っている国々が、ウィーン条約・パリ条約のいずれの締約国にもなっていないことから、IAEA は、両条約が条約レベルの国内法を有することを条件とするアンブレラ条約として「原子力損害の補完的な補償に関する条約」(CSC)を作成し、アメリカ、カナダ等とともに日本もこの締約国となった。そこで、日本の条約対応は十分か否かを検討したところ、原子力事故が発生していない場合の損害防止措置費用への対応、2 以上の原子力事業者が関係し、いずれの責任か不明の場合に連帯責任とする旨の CSC 上の義務の履行、盗取等された核物質による原子力事故の場合の時効期間といった点で、日本の法的対応には不十分な点があることが解明された。

また、福島原子力発電所事故への日本の法的対応についての研究の結果、無限責任を負うべき東京電力を破綻させないで被害者への約 10 兆円にのぼる損害賠償責任を果たさせるため、原子力損害賠償支援機構を設立して資金を無制限に供給する仕組みを構築したこと等、極めて適切な対応がとられたことは評価に値することを明らかにするとともに、しかしながら、このような日本のモデルが機能するためには条件がいくつかあり、その中でも、東京電力のように原子力発電が停止してもなお収入の道がある巨大企業が加害者であることが不可欠の条件であって(そうでなければ、支援機構からの資金供給によって時間を与えても返済の見込みが立たない)、例えばアメリカのような独立系の原子力発電事業者が多く存在する場合には適用できないこと等を指摘することができた。

以上の通り、国際公法から見ても、国際私法から見ても、現在の核をめぐる状況への新たな法的枠組の構築には困難な課題があることを示すことができたことから、今後生ずるであろうトランスフォーメーションの作業における基礎的な分析を提供することができたと考えられる。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計8件（うち査読付論文 2件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 道垣内正人	4. 巻 264号
2. 論文標題 原子力をめぐるカナダ法の展開と日本	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 日本エネルギー法研究所月報	6. 最初と最後の頁 1頁-3頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 道垣内正人	4. 巻 139
2. 論文標題 TOMODACHI作戦に伴う放射線被曝を理由とするアメリカでの訴訟---Lindsay R. Cooper v. Tokyo Electric Power Company, Inc.	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 JELI-R(原子力損害賠償法制度の課題の検討(日本エネルギー法研究所))	6. 最初と最後の頁 45-70
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 道垣内正人	4. 巻 61
2. 論文標題 The aftermath of the Fukushima Dai-ichi Nuclear Accident: How have Japanese Lawyers been Struggling with Nuclear Damage?	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 Japanese Yearbook of International Law	6. 最初と最後の頁 284-327
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 道垣内正人	4. 巻 3
2. 論文標題 福島第一原子力発電所事故による損害の賠償に対応するための法制度の構築とその運用	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 早稲田大学法務研究論叢	6. 最初と最後の頁 45-92
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 岡松暁子	4. 巻 19号
2. 論文標題 国際原子力機関 (IAEA) の安全基準と原発事故 - 国際法上の観点から	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 論究ジュリスト	6. 最初と最後の頁 66-73
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 岡松暁子	4. 巻 2巻
2. 論文標題 国際原子力機関の保障措置	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 山本武彦・庄司真理子編『軍縮・軍備管理』(現代国際関係学叢書第2巻)(志學社)	6. 最初と最後の頁 127-142
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 岡松暁子	4. 巻 19
2. 論文標題 国際原子力機関 (IAEA) の安全基準と原発事故 - 国際法上の観点から	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 論及ジュリスト	6. 最初と最後の頁 66-73
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 道垣内正人	4. 巻 135
2. 論文標題 CSCのもとでの国際裁判管轄・準拠法・外国判決承認執行---CSC批准前後の変化について---	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 日本エネルギー法研究所 (JELI-R-No.135) 『原子力損害賠償法に関する国内外の検討』	6. 最初と最後の頁 69-96
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計2件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 1件）

1. 発表者名 道垣内正人
2. 発表標題 The Role of the Nuclear Damage Compensation Facilitation Corporation in the Fukushima Dai-ichi Accident
3. 学会等名 International Nuclear Law Association (Abu Dhabi) (国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 岡松暁子
2. 発表標題 NPTの軌跡と展望
3. 学会等名 国際法学会 (札幌)
4. 発表年 2018年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 岡松暁子	4. 発行年 2016年
2. 出版社 法政大学出版局	5. 総ページ数 235(うち105-131)
3. 書名 「境界線の法と政治」所収の「国境を越える核関連物質・機器の国際管理」	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	岡松 暁子 (Okamatsu Akiko) (40391081)	法政大学・人間環境学部・教授 (32675)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8 . 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------